

○中部地方整備局告示第三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長 森本 輝

第1 起業者の名称 静岡県

第2 事業の種類 主要地方道掛川浜岡線改築工事（小笠バイパス）

第3 起業地

1 収用の部分 静岡県菊川市高橋字上竹、字上壺町田、字佐栗谷地内

2 使用の部分 静岡県菊川市高橋字上竹、字上壺町田、字佐栗谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

#### 1 法第20条第1号の要件への適合性

「主要地方道掛川浜岡線改築工事（小笠バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、静岡県菊川市高橋字中山地内から同市高橋字佐栗谷地内までの延長1.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### 2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である静岡県は、主要地方道掛川浜岡線（以下「本路線」という。）を道路法第7条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしていること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### 3 法第20条第3号の要件への適合性

##### (1) 得られる公共の利益

本路線は、静岡県掛川市を起点とし、菊川市を經由して御前崎市に至る延長約27.9kmの主要地方道であり、菊川市の南北を結ぶ動脈としての役割を担い、地域住民の通勤通学、買物等の日常生活を支えるとともに、第一東海自動車道菊川インターチェンジへのアクセス道路となっており、広域的な道路ネットワークと物流・生産拠点等を結ぶ地域経済にとって大変重要な路線である。

さらに、本路線は第1次緊急輸送路として、広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなすものとして計画されており、被災地へのアクセスや人員・重傷患者・物資・燃料等の輸送や避難に利用されることが見込まれる。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、朝夕の通勤時間を中心として交通混雑が発生している。

令和3年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は御前崎市池新田地内においては11,096台/日、混雑度は1.10となっている。また、令和6年に起業者が行った渋滞長調査によると、現道区間の高橋交差点において、朝夕の交通ピーク時に180mの滞留が発生しており、自動車の円滑な通行の確保に支障をきたしている状況である。

さらに、現道は、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年静岡県条例第26号）の規定に基づき定められた静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則（平成24年静岡県規則第32号。以下「静岡県規則」という。）に規定する車道幅員を満たさない区間が存しており、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されているほか、歩道が未設置である区間が存しており、歩行者の通行に際して危険な状況になっている。

本件事業の完成により、現道の通過交通を本件事業区間が担うことなどから、現道における交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通が確保される。また、バイパスにより道路ネットワークが確保され、災害時における沿岸部の各拠点への迅速な救援・救護活動の支援に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和7年4月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれも環境基準等を満足するとされている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンバ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナギラン、準絶滅危惧として掲載されているニッケイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が4か所存在するが、すでに発掘調査が完了しており、記録保存等必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、静岡県規則による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同規則等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和40年3月6日に都市計画決定され、令和3年1月22日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、菊川市をはじめとする 3 市で構成する掛川浜岡御前崎バイパス建設促進期成同盟会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。